

政令第 号

タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第六項及び第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

タクシー業務適正化特別措置法施行令（昭和四十五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「東京地域」の下に「、横浜地域」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（施行前にされた登録の申請に関する経過措置）

2 この政令の施行前にされたタクシー業務適正化特別措置法第五条の規定による申請であつて、この政令の施行の際、登録又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

理 由

タクシー業務適正化特別措置法第二条第六項の特定指定地域として、横浜地域を新たに指定する必要があるからである。